

## 第2章 平常時の備え

### 第1節 組織及び体制の整備

#### 1 組織の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平常時の各部局及び対策本部等における事務分担、職員の配置、職員間の伝達系統等をあらかじめ規定し、その組織の整備を図る。

#### 2 防災体制と併せた体制の整備

市は、平常時から消防体制と連携を図りつつ、当直等の強化を図るなど、24時間即応可能な体制の整備に努める。また、防災体制と併せて、県や関係機関と的確かつ迅速に警報や避難の指示の受信及び伝達等、連絡のできる体制を確立する。

#### 3 対策本部の機能の確保

市は、対策本部が設置された場合、その機能が発揮できるよう、平常時から、交代要員の確保その他職員の適切な配置、飲料水や食糧、燃料等の備蓄、自家発電設備の確保等に努める。

また、平成32年度供用を目指している、応援・受援の機能を有した重点道の駅「(仮称)結の故郷」を活用し、関係機関との連携体制を強め的確かつ迅速に実施するよう努める。

## 第2節 訓練

### 1 訓練の実施

#### (1) 実施主体

市長は、消防団及び自主防災組織と連携し、国、県、隣接の市町及び関係機関の協力を得て、それぞれ又は共同して、必要な訓練を行うよう努める。

#### (2) 防災訓練との連携

訓練の実施に当たっては、災対法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携を図るよう配慮するとともに、多様な形態の武力攻撃事態を想定して、より実践的な訓練になるよう努める。

#### (3) 住民等の参加

市長は、住民の避難に関する訓練を行うときは、住民に対し、訓練への参加について協力を要請する。また、市長は、要配慮者についての情報伝達、避難誘導の方法等を訓練の内容に含めるとともに、要配慮者の訓練への参加を促進するよう努める。

### 2 訓練の種別

#### (1) 実動訓練

市は、関係機関と連携し、それぞれ又は共同で、次の訓練を実施する。なお、担当職員の資質の向上や国民保護計画の実効性を確保するため、県及び国と連携して、又は共同して訓練を行う場合もある。

##### ア 通信連絡訓練

武力攻撃災害時における通信情報連絡を的確かつ迅速に実施できるよう、連絡体制の整備を図るとともに、通信用機材の操作等について習熟度を向上させるための訓練を実施する。

##### イ 非常通信連絡訓練

武力攻撃事態等において、有線通信系統が不通となり、又は利用することが著しく困難になった場合に備え、無線通信系統の円滑な利用を図り、北陸地方非常通信協議会の構成機関が所有する無線局による県、市及び各防災関係機関との通信を確保するための訓練を実施する。

##### ウ 情報連絡訓練

国民の保護に関する情報、指示、命令及び報告を円滑に実施できるよう、連絡体制の強化を図るための訓練を実施する。

##### エ 非常招集（参集）訓練

応急活動を実施するために必要な職員の招集又は参集が迅速かつ確実に実施できるよう、抜き打ちによる非常招集（参集）訓練を実施する。

##### オ 救助救護訓練

迅速かつ的確な救助及び救護を実施するため、おおむね次の事項について訓練を実施する。

##### (ア) 避難

##### (イ) 炊出し及び給水

##### (ウ) 物資輸送

(エ) 医療助産

(オ) 救出

(2) 避難訓練

ア 市内における避難のための訓練

市は、関係機関と連携し、それぞれ又は共同で、武力攻撃事態等において迅速に住民が避難できるよう、地域、学校、社会教育施設、事業所、交通機関等において、あらゆる状況を想定した避難訓練を実施する。

イ 広域的な避難のための訓練

市は、県及び隣接する市町と共同で、大規模な武力攻撃事態等において市の区域を越えた避難誘導及び避難住民の受け入れを円滑に実施するために、避難訓練を実施する。

(3) 図上訓練

市及び関係機関は、共同で、随時、武力攻撃事態等における応急活動を的確かつ迅速に実施するために、図上における訓練を実施する。

3 訓練に関する普及啓発

市及び関係機関は、各種訓練の対象者となる住民に対して、市の広報等、多様な媒体を通じて、訓練に関する普及啓発を行い、住民の訓練への参加意識の高揚を図る。

4 訓練のための通行規制

市は、訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、県及び県公安委員会と協議し、当該訓練の実施に必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することを要請する。

## 第3節 備蓄

### 1 防災資機材の整備

市は、あらかじめ防災資機材の整備充実に努めるとともに、備蓄倉庫に保管し、保有する防災資機材を随時点検することにより、保管に万全を期する。

#### (1) 防災資機材の整備

整備を必要とする防災資機材は次のとおりとする。

- ア 一般救助用器具
- イ 重量物排除用器具
- ウ 切断用器具
- エ 破壊用器具
- オ 測定用器具
- カ 呼吸保護用器具
- キ 救助要員保護用器具
- ク その他の救助用器具

#### (2) 防災資機材の点検等

保有する防災資機材の点検項目は次のとおりとし、結果は常に記録しておくとともに、資機材に損傷、欠落等が発見されたときは、修理、補充等必要な措置を講ずる。

##### ア 機械類

- (ア) 不良箇所の有無
- (イ) 機能試験の実施
- (ウ) その他

##### イ 機材類

- (ア) 種類、規格及び数量の確認
- (イ) 不良品の有無
- (ウ) 薬剤等効能の確認
- (エ) その他

#### (3) 防災資機材の要請等

緊急時防災資機材が不足した場合に備え、平常時から卸売業者、大規模小売店等における放出可能な防災資機材の種類及び数量の把握確認を行うよう努める。

### 2 飲料水、食糧及び生活必需品の備蓄

(1) 市は、住民に対し、家庭内の飲料水、食糧及び生活必需品の備蓄について普及啓発を図る。

(2) 市は、各避難所又は自治会単位で飲料水、食糧及び生活必需品の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。

(3) 市は、応急時において市における備蓄物資では供給が不足する場合に、県に対して、広域圏ごとに分散備蓄している物資の供給を要請する。

### 3 自然災害等における備蓄との関係

市は、住民の避難及び避難住民の救援のために備蓄する物資及び資材について、災対法の規定による備蓄と相互に兼ねるものとする。

## 第4節 医療救護体制の整備

### 1 医療救護体制の整備

市は、武力攻撃災害時に迅速に医療活動が実施されるよう、県の医療救護活動を支援する体制を整備する。

#### (1) 初期医療体制の整備

市は、自主防災組織等による軽症の負傷者等の応急救護など、県の救護班の活動を支援する体制の整備に努める。

#### (2) 医薬品等の確保

保健センター等を中心に医薬品等の備蓄に努め、県が設置する救護所の活動を支援する。

### 2 救急救助体制の整備

消防機関は、医療機関又は他の消防機関と平常時から連携を密にしておくとともに、適宜訓練を実施するなど救急救助体制の整備を図る。

また、NBC攻撃による災害が発生した場合には特殊な装備で現場に臨む必要があることから、防護服等資機材の整備を進める。

## 第5節 要配慮者支援体制

### 1 組織体制の強化

#### (1) 要配慮者支援体制の整備

市は、防災関係部局と福祉関係部局を中心とした横断的な組織として、自然災害や武力攻撃事態等に要配慮者を支援するための要配慮者支援体制を整備し、要配慮者の避難支援業務を的確に実施する。

#### (2) 関係機関等との連携強化

市は、消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者を明確にするとともに、消防団、自主防災組織等は、一部の構成員に過度な負担をかけないこと、不在時を想定した複数ルート化等に配慮しつつ、伝達網を整備するよう努める。

#### (3) 社会福祉施設等における対策の要請

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るよう要請する。

ア 災害時の迅速かつ的確な対応のため、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導體制等を明確にした施設内の計画を作成するなど、組織体制を整備する。

イ 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び避難所を周知し、基本的な行動がとれるよう研修、訓練等を定期的実施する。

ウ 市、県、施設相互間、自主防災組織及び地域住民等との連携による応援協力体制の整備に努める。

### 2 支援体制の整備

#### (1) 実情の把握

市は、要配慮者の避難、救援等を適切に行うため、自治会、民生委員児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の状況を把握し、在宅保健・福祉サービスの提供等を通じ、災害時に支援等の必要な対象者や介護体制の有無等について、住民のプライバシーに十分な配慮を行いつつ、その実情の把握に努める。

#### (2) 避難支援計画の策定及び情報の共有

要配慮者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要配慮者に対して複数の避難支援者を定める等、自然災害における対応と併せて具体的な避難支援計画の整備に努める。

なお、要配慮者に関する情報は、個人情報保護に配慮した上で、県及び各関係機関と共有に努める。

#### (3) 自治会等の協力による支援体制の整備

要配慮者の支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市は、自治会、民生委員児童委員、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者及び避難支援者までの迅速・確実な情報の伝達、避難誘導の実施、救出・救護の実施等が行えるよう、その支援体制の整備に努める。

(4) 県健康福祉センター等との連絡・連携体制の整備  
市は、県健康福祉センター、児童相談所等の相談機関との連絡・連携体制の整備に努める。

(5) 介護体制の整備  
市は、在宅介護支援センター、社会福祉協議会等と連携し、災害時における介護体制の整備に努める。

### 3 避難路等

(1) 市は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる避難所、大きな字で見やすい標識、外国語表記等の整備に努める。

(2) 市は、要配慮者に対し、災害時において緊急に連絡ができ、安全の確保が図られるよう緊急通報機器（インターネット、電子メール等を含む。）の整備又は活用を図る。

### 4 武力攻撃災害に関する知識の普及

市は、県と協力して、パンフレット、ビデオ等により要配慮者に対して実情に配慮した武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行う。

また、外国人に対しては、外国語版の作成等について配慮する。

### 5 国民保護訓練における配慮事項

市は、国民保護訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

### 6 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対する武力攻撃災害に関する対策を講ずるに当たっては、次のとおり配慮する。

- (1) 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 要配慮者の実情に応じた情報の提供
- (4) 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食品を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供
- (5) 障害の状況等に応じた介助用品又は補装具の確保又は提供
- (6) 避難施設又は居宅への必要な資機材の設置又は配布
- (7) 避難施設又は居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- (8) 在宅又は避難施設内の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施（二次避難所の設置を含む。）

### 7 児童及び生徒の避難時の配慮

学校の管理者等は、児童及び生徒を当該学校以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後状況に応じて保護者への連絡及び引渡しを行うこととし、あらかじめ対策を講ずるよう努める。

## 第6節 消防団及び自主防災組織等

### 1 消防団及び自主防災組織等の充実

#### (1) 自主防災組織等の設置及び育成

市は、次に掲げるさまざまな形態の自主防災組織等の設置及び育成を図り、活動資機材及び設備の整備、リーダーの養成及び訓練等の実施に努める。

##### ア 消防団

大野市消防団本部（結の故郷女性分団含む）、第1分団～第9分団にて組織されるもの。

##### イ 地域の防災組織

町内会、自治会等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの

##### ウ 施設、事業所等の防災組織

学校、病院、事業所等の施設において、管理者が組織し、設置するもの

##### エ 各種団体の防災組織

婦人団体、青年団体、アマチュア無線関係団体等の各種団体が自主的に組織し、設置するもの

### 2 組織の活動内容

自主防災組織等は、地域の実情に応じ、平常時及び武力攻撃災害の発生時において、効果的な防災活動を行うよう努める。

なお、武力攻撃災害の発生時においては、安全が確保される場所及び時期においての活動を基本とする。

#### (1) 平常時の活動

ア 防災関係機関と住民との間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立する。

イ 防災意識の普及を図る。

ウ 防災訓練（避難誘導、救出救護等）を実施する。

エ 火気使用設備器具等の点検を指導する。

オ 防災用資機材等の早急な整備及び点検を実施する。

カ 住民に対して非常食、救急医薬品等を常時備蓄するよう指導する。

キ 住民参加の下で地域ぐるみの安全点検を実施する。

#### (2) 災害発生時の活動

ア 地域内の被害状況その他の必要な情報を収集し、市等に通報する。

イ 防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達する。

ウ 被災者の救出救護に当たる。

エ 各家庭に対し、出火防止を呼びかける。

オ 出火した場合は、協力して初期消火に当たる。

カ 要配慮者に十分配慮し、地域住民の避難誘導に当たる。

キ その他防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

### 3 自主防災組織等の活動に対する措置

市は、武力攻撃災害の発生時に自主防災組織等の活動が的確に行われるよう、災害

情報の伝達、協力要請、活動指導等についてあらかじめ必要な措置を講じる。

(1) 情報の伝達

県及び防災関係機関と情報を共有し、正確かつ迅速に伝えられるシステムを確立する。

(2) 協力要請

ア 自主防災組織等が迅速に活動できるように、県及び防災関係機関への協力を要請する。

イ 自主防災組織等が相互に協力を行えるよう要請する。

(3) 指導

ア 有識者や専門家による講習会を行う。

イ 実際に即した訓練を行う。

(4) 資機材の貸与等

市は、自主防災組織等に対し、必要に応じて活動資機材の貸与を行うとともに、自主防災組織間の資機材の貸借について調整する。

4 自主防災組織等と防災関係機関との連携

市は県と連携し、地域における自主防災組織等の相互の連携や消防団その他防災関係機関と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

## 第7節 ボランティア活動への支援

### 1 ボランティアの活動内容

#### (1) 一般的な活動

- ア 安全が確保された避難施設における救援物資等の搬送及び整理
- イ 避難住民等の生活援助
- ウ 炊出し等の食事サービス
- エ 要配慮者への支援活動
- オ 被災地の武力攻撃終了後における被災住宅の後片付け等

#### (2) 専門的な活動

- ア 外国語通訳
- イ 点字、朗読、手話通訳及び要約筆記
- ウ 介護
- エ 通信
- オ ボランティアのコーディネート等

なお、ボランティア活動は、武力攻撃が終了した段階で行われるものであり、その活動は自発的意思によるものであることや安全が確保されていることに十分配慮する。

### 2 ボランティア活動体制の整備等

#### (1) ボランティア活動体制の整備

市は、さまざまなボランティア活動が円滑に実施されるよう、県と連携しボランティア自身による自主的な活動運営の環境を整備するとともに、ボランティアへのニーズ、活動状況の把握、ボランティアへの情報提供及び受入れ体制の確保に努める。

#### (2) ボランティアの養成及び活動の支援

市は、ボランティア活動に必要な知識、技能等についての研修会等を開催し、リーダー、コーディネーター、アドバイザー等の養成を行う。

また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点に提供する等の支援を行う。

#### (3) ボランティア応援体制の整備

市は、市赤十字奉仕団、市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体と連携を図り、協働による組織体制を整備するとともに、市を越えた広域的な応援体制を整備する。

## 第8節 国民保護に関する知識の普及等

### 1 住民、事業者等に対する知識の普及

市は、警報の伝達、避難、救援等に関する教材又は手引書を作成し、配布するほか、住民、事業者等に対する広報等を通じて、国民保護に関する知識の普及を図る。

#### (1) 普及の方法

- ア 市の広報媒体の活用
- イ 講習会、研修会等の開催
- ウ 報道機関を通じた広報
- エ 訓練の実施
- オ パンフレット等の配布
- カ 住民運動としての地域での取組みの推進

#### (2) 普及の内容

- ア 国民保護に関する一般知識及び概要
- イ この計画並びに各機関の国民保護計画及び国民保護業務計画の内容
- ウ 国民保護法及び関係法の趣旨徹底
- エ 平常時の心得（非常時持出品の準備等）
- オ 2～3日分の水、食糧等の備蓄
- カ 有事発生時の心得
- キ 各機関の対策
- ク その他必要な事項

### 2 防災関係職員に対する研修

市は、防災業務に従事する職員に対し武力攻撃災害等における適正な判断力を養い、各機関における国民保護措置の円滑な実施を期するため、自然災害時の職員動員等を定めた手順書等を活用するほか、次により研修の徹底を図る。

#### (1) 研修の方法

- ア 講習会、講演会等の開催
- イ 国民保護措置の手引書等の配布
- ウ 訓練による実践的研修

#### (2) 研修の内容

- ア この計画及びこれに伴う各機関の体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 武力攻撃事態等についての知識及び各種被害の特性
- エ 武力攻撃原子力災害への対処と技術
- オ 関係法令の運用
- カ その他必要な事項

### 3 教職員に対する研修及び児童生徒に対する教育

市は、教職員に対し、国民保護に関する知識の普及を図るとともに、武力攻撃事態等の対処方法についての研修を実施する。

また、児童生徒に対し、国民保護や武力攻撃事態等における避難等に関する教育の

推進に努める。

4 ライフライン施設等や危険物を有する施設の管理者等に対する知識の普及

市は、ライフライン施設等や危険物を有する施設の管理者に対して、武力攻撃災害の発生時における、その管理する施設の安全確保や住民の危害防止のための措置についての知識の普及を図る。

## 第9節 避難誘導體制の整備等

### 1 避難誘導體制の整備

市は、住民の避難誘導を最優先とし、常日頃から県及び関係機関との調整を図りながら、次のとおり避難誘導體制を整備する。また、国や県の避難マニュアル等を参考に、避難方法や降雪時等の避難方法等、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するとともに、地区及び自治会単位での各種訓練等を推進する。

- (1) 迅速かつ安全な避難を期するため、避難経路をあらかじめ指定し、避難標識や案内板を計画的に整備するとともに、避難誘導マップ等を作成し、住民に対して周知徹底を図る。
- (2) 社会福祉施設、病院等自ら避難することが困難な要配慮者を擁する施設においては、常に人数把握を行い、施設管理者との調整を図りながら、車両等による輸送計画の作成に努める。
- (3) 保育所、幼稚園、小・中学校等の児童生徒については、職員の引率、保護者への連絡及び引渡しを迅速に行うための連絡網を作成する。
- (4) 大規模集客施設、大規模集合住宅等多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対して、火災や地震の対応に準じて警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うための措置の実施に努めるよう要請する。
- (5) 鉄道、バス等を運行する一般旅客運送事業者に対して、的確かつ迅速な状況判断により、災害や事故への対応に準じて適切な旅客誘導を図るため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。

### 2 住民への周知

市は、避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達する場合に備え、緊急通報機器（防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、広報車等）の環境を整備するなど、住民等に周知徹底できる体制の確立を図る。なお、避難の必要がなくなり、避難住民を通常の生活に復帰させる場合も同様の緊急通報で周知できる体制を整える。

### 3 避難のために必要となる情報の収集

市は、避難実施要領の作成に備え、市内の各学校区等、市があらかじめ定めた避難の単位となる区域（以下「避難地区」という。）に関する次に掲げる情報を収集し、適宜更新を行うことで、最新の情報となるように努める。

- (1) 避難地区の位置
- (2) 避難地区ごとの昼夜間人口と世帯数
- (3) 避難地区ごとの要配慮者の人数、居住場所、避難誘導の責任者及び避難誘導時に必要とする支援の内容
- (4) 避難地区ごとの避難施設の所在地、収容人数、構造、駐車場の有無及び収容台数、トイレ・給食設備その他避難時に必要となる設備の有無等
- (5) 市所有の車両等の台数及びそれぞれの定員
- (6) 市所有の車両等のうち車椅子の収容可能な車両台数及びそれぞれの車椅子の収容可能数

- (7) 避難の際に、要配慮者の避難に使用できる自家用車の台数、それぞれの定員、所有者、運転者及び輸送対象者等
- (8) 事業所単位での避難を検討すべき大規模な事業所及びその従業員数

#### 4 避難誘導責任者及び避難誘導員の配置

市は、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう、現地に避難誘導責任者を配置するとともに、消防吏員及び警察官等と連携し、また、消防団、防犯隊、自主防災組織、自治会単位の防災リーダー等の協力を得て、避難道路の要所に避難誘導員を配置し、高齢者、障害者、旅行者等にも配慮した避難誘導體制の確立を図る。

避難に当たっては、できるだけ自主防災組織又は自治会ごとの集団避難を行い、要配慮者を優先して誘導するものとする。

## 第10節 避難施設の指定及び整備

### 1 避難施設の選定及び報告

(1) 市長は、次の基準を満たす施設を選定し、知事に報告する。

ア 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、道の駅、駐車場その他の公益的施設であること。

イ 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。

ウ 速やかに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。

エ 火災、水害その他の災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

オ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

(2) 避難施設の選定に当たっては、要配慮者への配慮や弾道ミサイル及びNBC攻撃を想定して、次の事項を満たす施設を優先する。

ア 要配慮者に対応できる設備があること。

イ コンクリート造の屋内施設であること。

ウ 周辺に駐車場が確保できること。

### 2 避難施設の指定及び通知

市長より選定の報告を受けた知事は、法第148条の規定に基づき施設を施設管理者の同意を得て避難施設として指定する。

### 3 変更等の届出

避難施設の指定を受けた施設の管理者は、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により当該施設の避難住民等の受入れ若しくは救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更を加えるときは、市長を経由して知事に届けるものとする。

### 4 避難施設の整備

市は、避難施設の収容人員の合計が昼夜別、平日・週末別及び季節別の人口を考慮して施設の整備に努める。なお、整備に当たっては1(1)及び1(2)の基準を満たすように努める。

### 5 住民への周知等

市長は、避難時にどの住民がどの避難施設を利用するかについて調整し、あらかじめ住民に周知しておくよう努める。